

公示送達（令和8年岡収第2918号）について

別紙記載の者に発送した書類について、その住所、居所、事務所及び事業所が調査後も不明であり、その送達をすることができないため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）第10条の規定により公示送達をする。

なお、該当書類は、岡山市財政局税務部収納課において保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付する。

令和8年5月29日

岡山市長 大森雅夫

# 公示送達(令和8年岡収第 2918号) 対象者一覧

公示日 令和8年5月29日

不達文書番号	氏名・名称
1429	堀川 陽斗
2300-8	堀川 陽斗
2302-8	堀川 陽斗